

## 第3章「安定した暮らしを支える環境が整ったまち」に向かって

### 第1節「住まいと暮らしの場所を使いやすく、整った環境に変えていく」ために

#### 現況と課題

本市の市街地は、大阪のベッドタウンとして急激に拡大してきたところが多く、ミニ開発など無秩序な市街地が形成され、災害危険区域の増大など都市問題が顕在化している。居住環境の向上を目指し、まちづくりの基本となる都市計画制度的確な運用や計画的な開発など地域に応じた事業手法により、良好な市街地の形成を図っていく必要がある。

本市にはJR学研都市線(片町線)の3駅があり、これらの駅を中心に商業などが発展し、それぞれに高い集客性が認められる。平成9年3月にはJR東西線と直結し、大阪都心部への交通利便性が飛躍的に向上し、駅周辺の役割はますます高まっている。

JR住道駅周辺には、大規模な商業・業務の集積があり、本市の主要駅として機能している。当駅南側では、平成8年度より住宅市街地総合整備事業として、駅前広場、道路、公園、生涯学習施設をはじめとするインフラ整備を行ってきたところである。現在では9割以上の整備が完了し、良好な市街地形成と良質な住宅供給の整備がすすんでいる。今後は、都市再生の視点(第3章第5節の「防災拠点の整備」と第4章第3節の「中心拠点の魅力付け」)を重視し、「中心商業業務ゾーン」としてソフト展開を含めた総合的な整備を推進することが求められる。

JR野崎駅、四条畷駅周辺地区においては、地域住民の商業業務拠点として発展してきたところであるが、歴史性や学術・研究機能をあわせもった「近隣商業業務ゾーン」として特色ある魅力的な市街地形成を図る必要がある。

都市整備にあたっては、「交通バリアフリー法」「ハートビル法」などが施行されたこともあって、全国的にもすべての人の使い易さを追求するまちづくりが趨勢である。また、平成16年には「景観法」が制定され、都市生活を豊かにするための修景整備や美観性の向上を図ることが行政にも市民にも責務として盛り込まれた。こうした整備を伴う生活環境の向上には、莫大な費用と時間を要するが、市民の理解と主体的参加を得て、少しずつ成熟段階の都市にふさわしいまちづくりを目指す必要がある。

住宅については、敷地面積99㎡以下の一戸建が約70%あり、ミニ開発による過密狭隘地区の老朽化などにより、災害時における被害をはじめ様々な弊害が懸念される。これからの人口動態と人口流動を勘案しながら、適正な住環境へ誘導していくことが望まれる。

公共下水道をはじめとする污水处理施設は、文化生活の水準向上と水質浄化を図る重要な施設である。本市では、「平成18年度の公共下水道人口普及率を90%にする」ことを目標に、順次整備をすすめ、ようやくその目途が立っている。これに先立ち、大阪府では、平成15年3月に策定された「生活排水処理実施計画」により、平成22年度末までに府内の生活排水を100%適正処理するとしている。また、本市でも、平成17年6月に地域再生計画「大東市生活環境再生計画」が国の認定を受けたところである。今後、市の東部区域および山間部を中心に、地域特性に応じた污水处理施設(公共下水道・戸別浄化槽)の整備を着実に推進していく必要がある。さらに、公共下水道事業の進捗に伴い、老朽化する下水道施設の更新および布設管の改築が課題となってきた。

し尿処理については、下水道事業の進捗や処理施設の老朽化に伴い、東大阪市・大東市清掃センターにおいて平成18年1月から下水道直接放流方式に切り替わったところである。今後は、一部事務組合のあり方や当該施設に発生した余剰地利用などについて検討をすすめる必要がある。

上水道は、安全な水の安定供給による健康な生活を営むための施設であり、普及率はほぼ100%を満たし、平成10年からは高度浄水処理水の供給が開始されている。今後は、施設の維持管理や施設更新、災害時のライフライン確保が重要になる。

#### 対策の考え方と方向

急速に都市化がすすんだ影響は、依然大東の土地利用や住環境に大きく影響している。

そこから生じた問題解決には多くの時間と経費を必要とするが、まちとしての性格から個々の建物に至るまで全般的な更新期にきていると捉え、長期的な見通しに立って、住みよく、美しく、魅力あるまちを目指し、着実に手だてを講じていく。

- (1) 市街地・主要拠点ゾーンの計画的整備
- (2) バリアフリー化の推進
- (3) 都市景観の形成
- (4) 住環境の改善
- (5) 污水处理施設整備の推進
- (6) 上水道の管理運営の充実

## 具体的展開

### (1) 市街地・主要拠点ゾーンの計画的整備

#### 良好な市街地の整備

- ・ 市街地は地域の特性に応じた事業手法を用い、都市としての機能強化、周辺環境との調和に配慮しながら、個性ある良好な都市空間の計画的な整備を図る。

#### 住道駅周辺整備の推進

- ・ JR住道駅周辺は、本市の中心市街地の拠点として、道路・公園・公共施設などの整備を施し、平成8年度からスタートした「住宅市街地総合整備事業」の完成を目指す。
- ・ 平成20年度までに都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画(中心拠点の魅力付けと防災拠点の整備)を推進する。この計画を推進するにあたっては、バリアフリー化の推進と景観・美観の形成に留意する。また、都市再生整備計画の終了後は、国等の動きを注視し、地域再生や都市再生などの制度を検証し、新たな支援措置を積極的に活用する。

#### 野崎駅・四条畷駅周辺整備の推進

- ・ JR野崎駅・四条畷駅周辺は、それぞれの性格や環境資源にふさわしい特色を明らかにし、地元住民と連携を図りながら具体的な整備方針を定める。

#### 土地利用の研究

- ・ 都市計画法に基づく用途地域について、現行の開発動向や土地利用の変遷を検証し、用途見直しの必要性・可能性を研究する。
- ・ 未整備状況が長年続く都市計画決定された道路・公園等については、時代の変化を鑑み、様々な角度から検証し、その必要性について再確認し、必要のないと判断した施設や費用対効果の低い施設は決定を取消す等の対策を講じる。

### (2) バリアフリー化の推進

#### バリアフリーによる市街地整備

- ・ 大東市交通バリアフリー基本構想による「誰もが活動しやすい環境づくり」、「生き生きと暮らせる社会・サービスづくり」の基本理念に基づき、JR3駅を中心とした半径500mから1kmまでの圏域を重点的に、公共交通事業者・道路管理者・交通安全事業者等の協力を得ながらバリアフリー化をすすめる。
- ・ 駅舎にはエレベーターを設置、バス車両には低床バスの導入、道路・広場には段差解消等、具体的な手立てを講じる。

### (3) 都市景観の形成

#### 都市景観の創出

- ・ 都市景観の水準を高めていくため、「景観法」に基づく景観行政団体を視野に入れた取組みを図る。
- ・ 駅周辺、主要施設周辺、幹線道路沿いでは看板規制など美観形成に努める。

### (4) 住環境の改善

#### 市営住宅の整備

- ・ 大東市営住宅ストック総合活用計画の見直しを検討するとともに、市営飯盛園第2住宅の建替計画の策定および事業推進、市営深野園住宅の良好な住環境の整備について検討をすすめる。
- ・ 市営住宅の建替等を契機に、地域住民が自ら取組む住み良いまちづくり活動を行うにあたって支援する。

#### 住宅水準向上の誘導

- ・ 民間住宅の開発については、都市計画との整合を見極め、必要に応じて適切な行政指導を行う。また、耐震設備やバリアフリーを兼ね備えた居住を形成するための誘導を図る。

### (5) 汚水処理施設整備の推進

#### 公共下水道の整備

- ・ 地域再生制度を活用し、市の東部平坦地を中心に、公共下水道未整備区域の解消を図る。
- ・ 老朽化した公共下水道布設管の改築更新計画を策定する。

#### 戸別浄化槽の整備

- ・ 地域再生制度を活用し、市町村設置型合併浄化槽推進事業を計画的にすすめ、地域再生区域内の浄化槽による汚水処理率90%を目指す。

#### し尿処理場の体制検討

- ・ 本市の公共下水道をはじめとする汚水処理施設が充実してきた成果等を踏まえ、東大阪市・大東市清掃センターのあり方を東大阪市とともに検証する。また、し尿処理場の土地活用について、企業誘致を含め検討を行う。

### (6) 上水道の管理運営の充実

#### 安全な水の安定供給

- ・ 配水方式の変更、配水池の新設、老朽施設の更新など、平成22年度までに第5回拡張事業の完成を目指す。また、ループ配水管の布設整備を実施する。

#### 緊急時の給水確保

- ・ 緊急遮断弁を既存配水池、配水管に設置することにより、震災、災害時の飲料水を確保する。

## 第2節「限られた緑と水辺を大切にし、暮らしにうるおいを見出す」ために

### 現況と課題

本市東部の自然や深北緑地など市域に存在する緑は、大東の大きな財産である。心の豊かさが求められる時代にあっては、豊かな緑や清らかな水が人々の日常生活にうるおいとやすらぎを与える。これらは環境保全や都市としての景観形成にも大きな役割を担っており、貴重な自然を守ることは私たちに課せられた使命である。こうした自然は単に保全するだけに留まらず、市民活動やコミュニティの場として大切に活用することもできる。

本市では北生駒地域の自然の保全と活用を一体として整備する「大東の杜」構想をすすめているが、緑や水の自然にふれる機会を大切にし、様々な活動ができる場として、この構想を引き続き推進していく必要がある。

とりわけ、環境に対する意識が高まる中にあっては、本市域の3分の1を山間部が占める地域特性を再認識する必要がある。現行では、「自然公園法」や「近畿圏整備法」などの規制によって、一定の開発行為等には歯止めがかかっているものの、現状では貴重な緑を守り切れているとは言い難い。ついでに、本市独自の何らかの対策を講じる必要があり、その一つとして自然環境を保全するしくみを構築する等が考えられる。

東部山間部に限らず市街地における身近なところでの緑化を推進し、普段の生活空間にも自然を取り入れる方策を検討する必要がある。市域全体のバランスを図りながらの市民の利用ニーズにあった公園づくりはその一つであり、誰にでも利用しやすくまた地域シンボルとなる公園づくりを新設と改修を含め計画的にすすめるなければならない。これらとともに樹木保存、シンボルツリーの指定、花いっぱい運動などの展開で市内の緑や花の景観を増やすことにも市民からの要望が強い。

本市には多くの河川や水路などの水辺空間がある。都市にうるおいを与え親しまれる水辺環境を創出するため、河川改修や水路整備を行い、水資源との共存を都市のなかに持ち込み、美観性の高い都市空間づくりに活かしていくことが望まれている。

これら自然を守り環境資源を整備し維持していくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。自然保護やうるおい環境創出への市民参加は徐々に増えており、さらに行政と市民が協働して、自然を大切に作る行動をすすめていかなければならない。

### 対策の考え方と方向

東部生駒山系を中心とする緑、寝屋川、恩智川という水辺などの自然資源は、市街地拡大により自然災害の原因にもなってきた。

しかし、今後は防災対策の継続を前提に都市生活にとって自然環境の価値を改めて見直し、今後の大東のまちづくりの特色となる大きな要因と位置付け、広域的な連携のもと、自然保全をかねて市民の憩い、レクリエーション、環境学習空間として活かし方に知恵と創意を絞る。

(1) 自然環境の保全と活用

→(2) 都市緑地の整備

(3) 水辺の環境資源の保全と活用

## 具体的展開

### (1) 自然環境の保全と活用

#### 自然環境の保全と活用

- ・ 山間部において、防災・治山の視点を鑑みながら、自然環境を保全・再生するしくみを整える。
- ・ とりわけ、山間部の乱開発等を防止するため、国や大阪府における法的規制のみならず、自然環境保護に関する市の姿勢を明らかにするため、「(仮称)自然環境の保全に関する条例」の制定に向けた検討を実施する。
- ・ また、当該条例制定の検討においては、山間部の自然保護のみならず、新たなみどり空間の創出、自然環境に関する教育、市民協働等の分野にも踏み込んで検討する。
- ・ 北生駒の山間部は、大東の里山としての活用を前提に、市民の参加と協力のもと、山地美化に取り組むとともに、自然保護と文化・スポーツレクリエーションが共存する空間を創出させる。

### (2) 都市緑地の整備

#### 大規模公園の整備

- ・ 地域住民に親しまれる公園として、大東中央公園および東諸福公園の整備を計画的にすすめる。
- ・ 特に、大東中央公園は広域避難地の拠点として、早期供用開始を目指す。

#### 都市公園の整備

- ・ 老朽化した都市公園については、大阪府の「福祉のまちづくり条例」を視野に入れ、計画的に再整備を実施し、地域住民の憩いの場として提供する。
- ・ 都市公園の再整備は、必要に応じて、便所の設置・施設の改良・遊具の改良・園路の改良・植栽の剪定や移植等を実施する。
- ・ また、地域住民等の協力を得て公園の維持管理を行う。

#### 市街地の緑化

- ・ 保護樹木、垂直緑化、ふれあい花壇などの緑を大切に、市内に花と緑を増やし、まち並みにうるおいを与えると同時に、市民の緑化意識を高め、市民が中心となった緑化運動を展開する。

#### 緑道の整備

- ・ 安全かつ快適な歩道空間を確保するため計画的な緑道の再整備を実施する。
- ・ また、維持管理の方法は、都市公園同様、地域住民等の協力を得る。

### (3) 水辺の環境資源の保全と活用

#### 大規模河川の親水創出

- ・ 寝屋川・恩智川などの一級河川については、国・府や流域圏都市に積極的な働きかけを行い、治水性に配慮しながらも水辺利用の可能性を検討する。

#### 水路の整備と保全・活用

- ・ 平成20年度まで修景と親水性に配慮した御領水路の環境整備を実施する。
- ・ その他、未改修の水路についても、(仮称)せせらぎ水路等整備計画を策定の上、順次計画的に整備する。
- ・ 修景整備が完了した水路は、市民が主体となった学習やイベント等、活用方策の具体化をすすめる。
- ・ 地域住民や市民グループ、企業等の協力を得て、水路・河川敷等の一定区間の清掃や緑化活動などを継続的に行う「アドプト制度」を拡充し、水質浄化と親水性を高めるよう努める。

#### ため池の整備

- ・ 老朽ため池(奥の池・中の池)は、大阪府と連携し、治水性と親水性に富んだ改修工事を実施する。

### 第3節「空間を有効につなぎ、便利でまちの力を引き出す道路と交通ネットワークの形成」のために

#### 現況と課題

都市の骨組みを形成する道路の整備は、市民生活と都市活動を支える不可欠な要素である。今後の道路環境は、車が通行する道路整備に留まるのではなく、防災面や景観面への配慮も行い、誰もが安心して歩けるようユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の推進を最重点要素として整備にあたる必要がある。また、維持管理については市民参加の協力を前提に検討していかなければならない。

本市の幹線道路として、府と協力し諸福中垣内線の整備をすすめているが、主要地方道大阪生駒線とともに本市の東西方向における都市機能再生強化軸の確立が期待されている。また、南北路線としては大阪外環状線(国道170号)、主要地方道八尾枚方線があるが、今後の交通体系の変化や広域的な要請に基づいて道路整備を計画的に推進していくことが大切である。

生活道路については、狭隘道路が多く存在する本市にとって、日常の交通安全面や防災面で様々な問題がある。今後の新設、改修にあたって、可能な限り歩道の設置や拡幅、バリアフリー化に努めるとともに、植栽を行うなど景観に配慮したコミュニティ道路としての整備をすすめていくことが望まれる。

駅周辺の放置自転車対策については、駐輪場の整備や不法駐輪に対する啓発活動を行ってきたが、自転車放置が後を絶たないため、駅前の環境は悪化し、歩行者の安全確保が急がれる状況にある。啓発、駐輪スペース、撤去の三要素をうまく組み合わせ、駅周辺の放置自転車を一掃する必要がある。さらに自動車車両の不法駐車も目立っている。これらは交通安全上の問題だけでなく都市景観を損ねる原因にもなっており、駐車場整備を含め、警察・地元商店・市行政の三者が連携しながら駅周辺の駐車・駐輪対策に早急に取りかかる必要がある。

都市構造にふさわしいモビリティ確保のため、平成13年度からコミュニティバスの運行を開始したところであるが、高齢者の増加が予想される中において、民間事業者等の協力を得ながら市民の移動の自由が共有できるよう努める必要がある。

#### 対策の考え方と方向

道路は都市基盤のなかでも中心を担う要素である。

車社会の時代において、幹線道路は広域的移動や産業の軸として、生活道路は市民の生活交通・コミュニティ軸として、それぞれに適合し、人に安全でやさしい視点からの道路の役割と交通のあり方を検討し、整備をすすめる。

また、駅周辺の放置自転車・不法駐車に対する対策をすすめ、歩行者の安全とまちの景観を守る。

- (1) 道路の整備
- (2) 駐車・駐輪対策の強化
- (3) 交通体系と関連施設の整備

## 具体的展開

### (1) 道路の整備

#### 幹線道路の整備

- ・ 大阪府と協力し、平成20年度末までに諸福中垣内線全通の供用開始を目指す。

#### 都市計画道路の整備

- ・ 深野北御供田線は、本市の道路ネットワークの構築と、広域避難地である大東中央公園への重要なアクセスとして整備する。第1期整備は、まちづくり交付金を活用し、平成20年度までに府立緑風冠高校から鍋田川までの約300mの区間を整備する。また、第1期整備後は、第2期整備として、鍋田川から府道大阪生駒線までの約400mの区間の整備を目指す。

#### 道路環境の改善

- ・ 市内道路の改良対策として、歩道や道路交差点の段差解消、狭隘道路・歩道の幅を図るとともに沿道修景に配慮した整備を行い、便利で安全な交通環境の確保に努め、道路機能の向上を図る。
- ・ 危険な道路の不良箇所が発生した場合は、緊急に点検を実施し、改良を図る。
- ・ 橋梁整備が必要な三箇大橋については、大阪府の車道工事施行に併せ、歩道設置工事を行う。

### (2) 駐車・駐輪対策の強化

#### 駐輪場の整備

- ・ JR住道駅利用者、近隣商業施設等への買い物客のために、住道中央自転車駐車場の立体化を図り自転車の収容台数を増加させる。

#### 放置自転車の取締り対策

- ・ 放置自転車の対策は、大都市圏の多くの市町村にとって共通の問題であることから、様々な制度や先進的事例を研究し、本市の特性に応じた手立てを講じる。
- ・ 自転車を利用する市民の意識改革を図るための啓発活動を継続して実施するとともに、放置自転車の撤去移送により駅周辺の歩行者の安全とまちの修景を保つ。
- ・ 特に、駅前や中心市街地での放置自転車については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に則り、行政・商業者・鉄道事業者との連携を強化する。

#### 駐車場の整備

- ・ 住道中央自転車駐車場の立体化整備に伴い、駐車場についても同時に整備する。

#### 不法駐車の取締り対策

- ・ 四條畷警察や地域住民等と連携し、駅周辺の中心市街地や生活道路の不法駐車の対策を講じる。

### (3) 交通体系と関連施設の整備

#### 交通安全の推進

- ・ 不法駐車の対策同様、四條畷警察と協力しながら、交通安全の啓発と交通施設の整備を行い、事故防止を図る。

#### コミュニティバスの運営

- ・ コミュニティバスの路線、運営方法等を検証し、高齢者・障害者の社会参加とバス運行の費用対効果を念頭に置きながら、市民のモビリティ確保のための手立てとしてコミュニティバスの運行を実施する。

## 第4節「循環型社会の形成をはじめとする地球環境にやさしいしくみづくり」のために

### 現況と課題

環境問題は、かつての産業型公害のような特定地域に限定したものだけではなく、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨といった形で地球規模にまで及んで複雑化、多様化している。今後本市での環境対策についても、グローバルな視点を持って一人ひとりが地球環境を守る主体として、積極的かつ迅速に取り組んでいくものでなければならない。わが国においては、平成5年に「環境基本法」が制定され、環境問題の適切な対応と、健全で恵み豊かな環境を守り、将来の世代に引き継ぐ手立てが講じられた。また、大阪府においても平成6年に「環境基本条例」の制定と「環境保全条例」の改正がなされたところである。本市においても、環境問題に対して総合的かつ計画的に取り組むことを明らかにした「環境基本条例」を平成17年度に制定し、地域の立場から市民・事業者・行政の役割を取りまとめたところである。こうした中でも、とりわけ、地球温暖化対策については、平成17年2月に京都議定書が発効され、平成20年から24年までの間に温室効果ガスの削減（日本は平成2年比6%削減）が義務づけられたと同時に排出量の取引ができるしくみが整えられた。また平成17年に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市（市民・事業者・行政）としてもその責務を果たす必要がある。資源やエネルギーの循環型社会の形成を目指し、環境への負荷の少ない適正消費、最少廃棄型社会への転換を図る対策を拡充していく必要がある。

地球温暖化対策をはじめとする環境問題の対策を講じるにあたっては、環境技術の開発や環境分野での国際競争力の強化につながり、ひいては新たな成長を生み出し、経済や地域社会の活性化をもたらす。国では、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定に基づき、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」等、順次個別法が制定され、循環型社会の構築がすすめられた。全国的にも、これらの動きを受け、ごみの排出抑制、資源化、適正処理対策の取り組みがすすめられているところである。しなしながら、バブル崩壊後のごみの排出量は横ばいながらも、大量生産や大量消費のライフスタイルは依然として継続傾向にある。本市でも資源循環型社会を目指して、より一層資源リサイクルの推進やごみ量を減らし、市民や事業者など関係者と協力して廃棄物の適正処理をすすめていく必要がある。

### 対策の考え方と方向

市民生活を取り巻く環境は、近代化、都市化とともに地球規模で問題が生じてきている。

資源は限りあるものという認識を高め、市民一人ひとりの生活の中から、環境に負荷をかけない意識づくりを始めるなど市民が取り組める対応を考え、まず市民・事業者の協力を得るとともに、地球環境にやさしい視点からのごみ処理の方法、リデュース・リユース・リサイクルの推進を図り、省資源・省エネルギー社会の形成を目指していく。

さらに視野を大きくとり、全世界的に課題となっている地球温暖化対策にも取り組み、地域ができる役割を講じていく。

こうした環境問題への取り組みは、環境分野だけの解決に留まらず、すべての分野が発展していく前向きな考え方を持つ。

- (1) 環境重視のまちづくり
- (2) ごみの発生抑制・再利用・再資源化の推進
- (3) 地球温暖化対策の推進
- (4) 環境活動・環境教育等の充実

## 具体的展開

### (1) 環境重視のまちづくり

#### 環境行政の総合的な推進

- ・ 環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定を契機に、他の節にも複合的にまたがる「生活環境」「快適環境」「自然環境」「地球環境」の各分野の取組みを総合的に強化する。
- ・ 本市の環境に関する施策を広く公表するため、「環境白書」を作成する。
- ・ 環境負荷の低減を目指した「環境マネジメントシステム」の導入を検証する。

### (2) ごみの発生抑制・再使用・再利用の推進

#### ごみの減量化・資源化

- ・ 市民や企業・小売店の積極的な協力を得ながら、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進し、平成22年度までのごみの減量化目標を、対10年度比29%減量に設定する。
- ・ ごみ減量対策の国の方針に併せ、ごみの有料化に向けた検討をすすめるとともに、平成19年度には粗大ごみの電話予約制を導入する。
- ・ 廃棄物の中で資源となるものの分別収集の拡大を図る。とりわけ、プラスチック製容器包装については、平成19年度を目標に市内全域で分別収集できるよう調整を図る。
- ・ また、古紙類の回収については、地域での集団回収を市内全域で実施できるよう市民の協力を図る。

#### 不法投棄対策

- ・ 廃棄物の不法投棄による地域の環境悪化を防ぐため、市民マナーの高揚を図るとともに、大阪府他関係機関と連携し防止対策の研究を行う。

#### ごみ処理施設の運営

- ・ 東大阪市・東大阪都市清掃施設組合と共同で、ごみを効率的かつ衛生的に処理し、生活環境の保全に努める。

### (3) 地球温暖化対策の推進

#### 地球温暖化の防止

- ・ 大東市地球温暖化対策実行計画における行政の取組みを市域全体で推進するため、「地球温暖化対策地域推進計画」(市民の家庭での暮らし方、移動時の公共交通の利用、ものの購入・廃棄の方法、エコ住宅購入の推進等)を策定する。
- ・ 環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入」について方針を定め、行政の責務を講じるとともに、事業者や市民に向けた啓発を行う。

### (4) 環境活動・環境教育等の充実

#### 市民環境活動の充実

- ・ 違反簡易屋外広告物撤去活動員制度「かたづけたい・大東」に続き、リサイクル推進員や地球温暖化防止活動推進員等、市民協働による施策の展開を図る。

#### 都市美化の推進

- ・ 市域の環境美化や美観保護を行うため、空き缶・吸い殻等の散乱防止に努め、環境美化啓発を実施する。
- ・ 市民の多くが地域美化清掃に参加できるための手立てを講じる。

#### 環境教育・環境学習の充実

- ・ 環境に対する理解を深めるため、市内小学校等において環境教育を実施するとともに、市民と共に環境問題について考える場として環境フェアをはじめとしたイベント等を開催し、環境学習を推進する。
- ・ 子どもたちへの日常の環境教育・環境学習が充実したものとなるよう指導する側の研修等を強化する。

## 第5節「災害や事故に備え、市民の暮らしと生命の安全を守る」ために

### 現況と課題

以前にも増して、危機管理の必要性・重要性は大きくなっている。従来の防災・防犯の分野に、有事をはじめとする様々な危機事象を総合的に捉え、不測の事態が起こらないよう一元的な管理を必要とし、万が一の事態には明確な指示系統のもと、即効性のある対応が取れるよう体制を整えなければならない。この5年間においても、米国同時多発テロ事件や池田小学校事件の発生など、様々な危機事象が普段の平和な生活の脅威となっている。こうした事件・事故は絶対におこってはならないが、これらを教訓にした危機管理への対策を総合的に講じ、事前の食い止め対策や発生した場合の機動力を伴う対応が求められている。市は、国や府とも連携を図り、自らの役割を認識し、自然災害を含む危機事象への対策を講じる必要がある。

「有事関連法」が制定され、不測の事態に陥った場合の対応が整備されたことへの影響は大きい。市においても、「国民保護法」に基づく計画のもと、市民の生命・財産などを保護し、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう措置を講じなければならない。

自然災害については、本市の場合、過去に経験した大東水害の教訓から、河川整備をはじめとして治水に対する取組みを積極的に実施してきた。近年では、阪神・淡路大震災などの災害を教訓に、発生予測される東南海・南海地震などへの対応として、市民・事業者・行政が連携して、災害に強い市街地の形成と、防災体制の強化、防災力の向上など「災害に強い安全なまちづくり」を目指す必要がある。とりわけ、災害時における地域住民の協力は大切な初期活動となる。地域住民の防災活動が効果的に実施できるよう、行政や市民、防災関係機関と連携した防災訓練を実施するなど、防災組織の成熟を図り、防災に対する意識の向上と日頃からの体制の確立を重視しなければならない。また、大東中央公園をはじめとする防災拠点の整備と、本市の土地構造を考慮した避難所、避難路の確保と整備が必要である。


消防については、消防力の充実強化を図るとともに、前述同様、自然災害を含む危機管理全般について迅速かつ的確に対処できることが求められている。大規模災害時における地域防災の体制強化、老朽化した住宅などへの防火対策の強化は喫緊の課題として対策を講じる必要がある。救急活動については、救急救命士の養成や救急隊の増加などによって、多様化する需要に応じて来たところであるが、高齢社会の突入などによりさらなる救急業務の充実と高度化が望まれている。また、医療機関や広域行政機関とも連携を図ることも必要になってきている。

都市化や社会環境の変化などにより、犯罪は複雑化し、増加の傾向にある。誰もが安心して暮らせるよう地域ぐるみの防犯対策をすすめる必要がある。

### 対策の考え方と方向

行政は、市民の生命・身体・財産などを守る責務を認識の上、自然災害・事故・犯罪を含む全般的な危機事象に対する管理体制を構築し、万全の対策を講じる。

また、市民は、危機に対する備えと地域コミュニティレベルの自主組織活動の充実を図る。

- 
- (1) 危機管理対策の推進
  - (2) 地域の自主防災活動の推進
  - (3) 大規模災害対策の推進
  - (4) 消防・救急体制の機動力強化
  - (5) 防犯対策の推進

## 具体的展開

### (1) 危機管理対策の推進

#### 危機管理体制の構築

- ・ 水害などの自然災害のほか、あらゆる危機事象に対する管理体制を強化、一元化するための組織を創設し、機動性の高いしくみを創設する。

#### 危機管理の計画推進

- ・ 災害、事件・事故など危機事象が発生した場合または発生するおそれがある場合の危機管理対策を講じる。
- ・ 国民保護計画を策定し、有事における市行政と市民の責務・行動を明らかにする。

### (2) 地域の自主防災活動の推進

#### 地域の自主防災活動の推進

- ・ 市民の共同性と連帯感のある組織や地域コミュニティを形成し、緊急災害に備えた連携協力体制の確立を図る。
- ・ 定期的な市民の協力に基づく防災訓練を実施するとともに、一人ひとりの市民が災害などの危機に対する備えや行動ができるように啓発する。
- ・ 市民自らが火災などの被害を軽減するために、初期消火器具を設置するとともに防火意識の向上を図る。

### (3) 大規模災害対策の推進

#### 防災拠点の整備

- ・ 本市の防災拠点となる大東中央公園の早期開設を目指し、着実に整備をすすめる。

#### 施設の耐震強化

- ・ 市民会館や学校施設など公共施設の安全性を確保するため、耐震補強の整備を図る。

#### 避難路の点検

- ・ 避難路の安全を確保するため、道路・橋りょうの総点検を行い、その結果に基づいて整備を図る。

#### 防災備蓄の充実

- ・ 緊急災害時の備えをあらゆる角度から検証し、防災機材・非常用備蓄の充実を図る。

#### 治水対策の推進

- ・ 大阪府・近隣市と連携しながら、「寝屋川流域水害対策計画」に基づく流域対応雨水貯留施設の整備をすすめる。
- ・ 浸水対策強化のため、下水道増補幹線整備を大阪府に要望するとともに、公共下水道整備状況や広域的治水対策の取組みとの整合を図りながら市独自の対策も講じる。

#### 防災システムの充実

- ・ 平成22年度までに防災行政無線(消防救急無線)のデジタル化を実施し、不測の事態に備えた情報伝達機能の充実を図る。

#### 災害弱者への対応

- ・ 災害弱者に対しては、とくに情報提供・連絡手段・地域社会の連携など防災対策に十分配慮する。

### (4) 消防・救急体制の機動力強化

#### 消防力の強化

- ・ 効果的な消防活動を確保するため、施設と車両機能の整備を図るとともに、機動的な体制づくりをすすめる。
- ・ 火災感知器の設置を推奨するなどにより住宅の防火対策を講じる。

#### 救急体制の充実

- ・ 救命救急士を養成、充実させ、高度な応急措置により救命効果を高める。
- ・ 5人に1人の市民が応急手当の知識を身につけられることを目標に、その普及啓発活動をすすめる。
- ・ 公共施設等に順次、自動体外式除細動器を設置する。

### (5) 防犯対策の推進

#### 防犯の地域協力の強化

- ・ 地域の防犯活動の支援と防犯組織の育成を図るとともに、市民と警察を含む行政が相互の連携を強め、犯罪発生率を抑制する。